

平成 23 年度の「保険金・給付金のお支払い状況」について

平成 24 年 6 月 29 日

ソニー生命保険株式会社

平成 23 年度(平成 23 年 4 月～平成 24 年 3 月)のお支払いの件数、および支払査定の結果、お支払いに該当しないと判断した件数は、以下のとおりです。

保険金等のお支払い件数、お支払い非該当件数および内訳

平成 23 年度(平成 23 年 4 月～平成 24 年 3 月)

		保険金					給付金						合計
		死亡保険金	災害保険金	高度障害保険金	その他	合計	死亡給付金	入院給付金	手術給付金	障害給付金	その他	合計	
お支払い非該当	詐欺取消	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	不法取得目的無効	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	告知義務違反解除	10	0	0	10	20	2	375	195	0	18	590	610
	重大事由解除	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	免責事由該当	79	2	0	0	81	32	47	22	0	2	103	184
	支払事由非該当	4	0	80	10	94	0	189	8,739	21	16	8,965	9,059
	その他	1	0	0	0	1	0	13	3	0	28	44	45
お支払い非該当件数合計		94	2	80	20	196	34	624	8,959	21	64	9,702	9,898
お支払い件数合計		4,389	73	203	1,286	5,951	2,322	115,221	72,874	65	10,689	201,171	207,122

がん給付責任開始期前のがん診断による無効、時効による非該当の分類区分

*上記件数については生命保険協会策定の基準に則ってお支払い件数、お支払い非該当件数を計上しております。

【用語の説明】

詐欺取消	保険契約のご加入等に際して、保険契約者または被保険者に詐欺の行為があった場合に、ご契約を取消とするものです。この場合、払い込まれた保険料は払戻しいたしません。
不法取得目的無効	保険金・給付金等を不法に取得する目的で保険契約にご加入等された場合に、ご契約を無効とするものです。この場合、払い込まれた保険料は払戻しいたしません。
告知義務違反解除	保険契約のご加入等に際して、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失により、告知していただいた内容が事実と相違していた場合等に、ご契約を解除するものです。
重大事由解除	保険金・給付金等の請求時に関する詐欺行為があった場合や、他の生命保険契約の重複により、給付金等の合計額が著しく過大で保険制度の目的に反するおそれがある場合に、ご契約を解除するものです。
免責事由該当	保険約款所定の年数以内の被保険者の自殺や、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失による事故等、ご請求内容が、保険約款で定める免責事由に該当する場合は、保険金・給付金等をお支払いいたしません。
支払事由非該当	保険約款に定める所定の要件に該当しない障害状態について高度障害保険金をご請求いただいた場合や、保障対象外の手術について給付金をご請求いただいた場合等、ご請求内容が、保険約款で定める支払事由に該当しない場合は、保険金・給付金等をお支払いいたしません。

四半期ごとの時系列推移表

	平成 22 年度				平成 23 年度			
	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
お支払い件数合計	49,054 件	49,550 件	50,063 件	49,096 件	49,657 件	52,502 件	52,204 件	52,759 件
お支払い非該当件数合計	2,143 件	2,241 件	2,328 件	2,372 件	2,427 件	2,451 件	2,474 件	2,546 件

お支払いに該当しないと判断した具体的事例(平成 23 年度)

お支払い非該当理由	種類	事案例(概要)
支払事由に非該当	手術給付金	<p>被保険者は、左側下顎水平埋伏智歯、智歯周囲炎により抜歯手術(埋伏智歯)を受けられたとして、手術給付金をご請求されました。</p> <p>しかしながら、手術給付金の対象となる手術の「上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術」における除外規定「歯・歯肉の処置に伴うものを除く」に該当するため、手術給付金はお支払いいたしませんでした。</p>
支払事由に非該当	障害給付金	<p>被保険者は、スポーツ中の事故による右母指側副靭帯損傷の関節拘縮のため、右母指の運動範囲障害が残ったとして、障害給付金のご請求をされました。</p> <p>しかしながら、ご請求の際に提出いただいた診断書に記載された右母指の運動範囲は、生理的に運動することができる範囲(角度)の1/2超と計測されており、障害給付金の支払事由である「1手の第1指(母指)の用を全く永久に失ったもの」にあたらなため、ご請求いただいた障害給付金はお支払いいたしませんでした。</p> <p>「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の1/2以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)においては指節間関節)の運動範囲が生理的運等範囲の1/2以下の場合をいいます。</p>
支払事由に非該当	手術給付金	<p>被保険者は、右眼網膜裂孔により網膜光凝固術を平成 23 年 11 月 7 日に受けられたとして、手術給付金をご請求されました。</p> <p>しかしながら、被保険者は過去に平成 23 年 9 月 27 日に受けられた同手術についてご請求され手術給付金がお支払いされており、手術給付金の対象となる手術の「レーザー・冷凍凝固による眼球手術」における制限規定「施術の開始日から 60 日の間に1回の給付を制限とする」に該当するため、今回ご請求いただいた手術給付金はお支払いいたしませんでした。</p>
支払事由に非該当	高度障害保険金	<p>被保険者は、脳梗塞に罹患され、その後遺症により会話ができなくなったとして、高度障害保険金のご請求をされました。</p> <p>ところが、ご請求の際に提出いただいた診断書に記載された言語機能の状態は、簡単な単語の発語により意思の疎通がかるうじて可能な状態と診断されており、高度障害保険金の支払事由である「言語またはしゃくの機能を全く永久に失ったもの()」には該当しないため、ご請求いただいた高度障害保険金はお支払いいたしませんでした。</p> <p>脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合をいいます。</p>

支払事由に非該当	手術給付金 女性疾病手術給付金	被保険者は、左乳癌により放射線治療を受けられたとして、手術給付金および女性疾病手術給付金のご請求をされました。 しかしながら、照射した総線量が43.2グレイであったため、手術給付金の対象となる手術の「新生物根治放射線照射」における制限規定「50グレイ以上の照射」に該当しないため、手術給付金および女性疾病手術給付金はお支払いいたしませんでした。
支払事由に非該当	手術給付金	被保険者は、野球試合中の事故により、左環指末節骨折のため骨折経皮的鋼線刺入固定術を受けられたとして、手術給付金をご請求されました。 しかしながら、手術給付金の対象となる手術の「四肢骨・四肢関節観血手術」における除外規定「手指・足指を除く」に該当するため、手術給付金はお支払いいたしませんでした。
告知義務違反解除	疾病入院給付金 手術給付金	被保険者は、左変形性膝関節症によりご入院および手術を受けられたとして、疾病入院給付金および手術給付金をご請求されました。 ところが、ご請求の際に提出いただいた診断書より契約日以前の治療が伺われたため、事実の確認を行ったところ、ご契約以前に当該疾病にてご通院および投薬治療を受けられていたことが判明いたしました。 判明したご通院等は、ご契約時に告知していただく事項ですが、告知をいただけていないため、ご契約は解除のお取り扱いとさせていただきます。疾病入院給付金および手術給付金はお支払いいたしませんでした。
告知義務違反解除	疾病入院初期給付金 疾病入院給付金 手術給付金	被保険者は、右耳下腺腫瘍によりご入院および手術を受けられたとして、疾病入院初期給付金、疾病入院給付金および手術給付金をご請求されました。 ところが、ご請求の際に提出いただいた診断書より契約日前に手術を予定していた旨の記載があり、契約日前の治療が伺われたため、事実の確認を行ったところ、ご契約以前に当該疾病にてご通院および検査を受けられていたことが判明いたしました。 判明したご通院等は、ご契約時に告知していただく事項ですが、告知をいただけていなかったため、ご契約は解除のお取り扱いとさせていただきます。疾病入院初期給付金、疾病入院給付金および手術給付金はお支払いいたしませんでした。
免責事由に該当	災害死亡保険金	被保険者が原動機付自転車運転中の事故によりお亡くなりになられたとして、災害死亡保険金のご請求をいただきましたが、事故状況を確認したところ、原動機付自転車の走行を禁止している高速道路を逆走したことによる複数車両との衝突により死亡されたことが判明しまし

		<p>た。</p> <p>このため、災害死亡保険金の免責事由である「被保険者の故意または重大な過失」に該当することから、災害死亡保険金はお支払いいたしませんでした。</p>
免責事由に該当	災害入院給付金 手術給付金	<p>被保険者は、軽自動車運転中の事故により入院および手術をしたとして災害入院給付金および手術給付金のご請求をされましたが、事故状況について事実の確認を行ったところ、酒酔い運転中の事故であることが判明しました。</p> <p>このため、災害入院給付金および手術給付金の免責事由である「法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故」に該当することから、災害入院給付金および手術給付金はお支払いいたしませんでした。</p>
免責事由に該当	災害入院給付金 手術給付金	<p>被保険者は、バイクを運転中の交通事故による右母指中手骨基部骨折でご入院したとして災害入院給付金および手術給付金をご請求されましたが、事故状況を確認したところ無免許運転であることが判明しました。</p> <p>このため、災害入院給付金および手術給付金の免責事由である「被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故」に該当することから、災害入院給付金および手術給付金はお支払いいたしませんでした。</p>
無効(その他)	がん入院給付金	<p>被保険者は、「下部食道がん」により入院され、がん保険のがん入院給付金および退院後療養給付金をご請求されました。</p> <p>しかしながら、事実の確認を行ったところ、がん給付の責任開始期の前日までに「食道がん」と診断確定されていたことが判明したため、がん保険は無効()とし、がん入院給付金および退院後療養給付金はお支払いいたしませんでした。</p> <p>告知前または告知の時からがん給付の責任開始期の前日までにがんの診断確定がされた場合、保険契約は無効となります。</p>

以上